

平成30年度第5回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 8月27日 午後2時00分							
閉会日時	平成30年 8月27日 午後3時45分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (19名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (0名)								
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐 宿：月川美香主査 奈 留：村木博信係長							

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 27 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 28 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可処分の取消願に係る意見について	可 決
	議案第 29 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 30 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 31 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 32 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 5 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日の総会出席委員は、19 名全員出席となっております。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 5 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許

可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

また、本日の議案第27号の3番で審議していただく案件については、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、農地法第3条第2項ただし書、及び農地法施行令第2条第2項第5号において、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人は、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、不許可の例外として取り扱うこととなっております。

続いて議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計1,698㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由： 夫より譲り受けて耕作管理する。

譲渡理由： 体調を崩し十分な耕作管理ができないので妻に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は、許可されました。

○議長

次に、議案第27号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、1筆 3,600㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 団体職員兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲受理由： 従兄弟から譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 従兄弟が耕作管理していることから譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、1筆 1,626㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 就労継続支援入所者の作業の一環として野菜作り体験・実習を行うため当該地を譲り受けて耕作管理する。

譲渡理由： 県外に居住するので譲り渡す。

契約内容： 売買、対価〇〇万円

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項ただし書に該当し、さらに施行令第2条第2項第5号に該当するため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、1筆 1,920㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 商業兼農業

譲受理由： 耕作に便利な当該地をおじから譲り受けて耕作管理する。

譲渡理由： 高齢により甥に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の5番から7番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計2,359㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 1年4ヶ月間の賃貸借 年額2筆合計〇〇円

6番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、1筆、2,535㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 自営業

借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 5年間の賃貸借 年額〇〇円

7番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、1筆、1,248㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

借受理由： 父より借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 息子に貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 5年間の賃貸借 年額〇〇円

次に、8月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 27 号の 5 番から 7 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 —賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 5 番から 7 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 27 号の 8 番から 11 番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

8 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 樹園地、1 筆、1,356 m²
借受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
貸出人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
借受理由： 父より借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由： 息子に貸し出して新規就農を支援する。
契約内容： 10 年間の使用貸借

9 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑、1 筆、1,496 m²
借受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
貸出人： ○○府○○市○○ ○○番○○号 ○○○○ 無職
借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。
契約内容： 10 年間の賃貸借 年額○○円

10 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑、1 筆、2,184 m²
借受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
貸出人： ○○市○○区○○ ○○番地 ○○○○ 建設業
借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。
契約内容： 10 年間の賃貸借 年額○○円

11 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑、1 筆、1,243 m²
譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
譲渡人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業
譲受理由： 当該地を譲り受けて農業経営を開始する。
譲渡理由： 高齢で規模縮小するため譲り渡す。
契約内容： 売買 対価○○万円

次に、8 月 16 日○○地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、

また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の8番から11番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって8番から11番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の12番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

12番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 田、外田2筆 3筆合計5,958㎡

譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業

譲渡人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 無職

譲受理由： 祖父より譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由： 高齢により耕作管理できないので孫に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8月16日○○地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の12番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって12番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の13番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

13 番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田 2 筆、畑 1 筆 4 筆合計 4,083 m²
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 贈与

次に、8 月 16 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 27 号の 13 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 13 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 28 号 農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可処分の取消願いにかかる意見について、1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可処分の取消願に関する参照条文を要約して説明します。6 ページをごらんください。

「許可処分の取消願」の提出があった場合には、当該願出書及び添付書類を点検し、併せて①から③の事項を確認のうえ、取り消すことが適当であるかどうかの意見を付して、長崎県に進達するものとする。

①「許可処分の取消願」の願出人は、許可処分を受けた者全員の連名であること。または、許可処分を受けた者全員から取消行為一切について、委任を受けていること。

②許可目的に係る転用行為が行われておらず、かつ、行われる見込みがないこと。

③農地法第 5 条による許可処分にあつては、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 権利の移転の場合にあつては、権利の移転が行われていないこと。

イ 権利の設定の場合にあつては、権利の設定が行われていないか、又は、許可前の権利状態に回復していること。

ウ 権利の移転の場合で、権利の移転登記済みであるが、許可処分取消後に許可前の権利状態に回復する意思があること。以上です。

それでは、7 ページをご覧ください。

議案第 28 号の 1 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 222 m² 第3種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 持分2分の1

〇〇〇〇 持分2分の1

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、平成30年6月26日の総会で許可相当と判断された案件ではありますが、許可を受けた譲受人の変更があるため、許可処分の取消願の申請であります。以上です。

○議長

次に、議案第28号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第28号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第28号の1番について、当協議会は去る8月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第28号の1番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇 外1名

転用目的：住宅用地

本案について、許可処分の取消願はやむを得ないと認められ、願いのとおり許可を取り消すことが適当である。との意見に決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第28号の1番に対する地区協議会会長報告は、適当であるとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、適当であるとしてのご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号1番の許可処分の取消願いにかかる意見については、適当であるとして決しました。

○議長

次に、議案第29号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番と2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8から9ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設

定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地域からの除外について、です。

先に、10ページをご覧ください。

議案第29号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 222 m² 第3種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約230mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地とは、擁壁等を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、周囲は住宅地で近隣の農地とは十分な距離があり、日照・通風・営農等に影響はないと思われます。また、雨水排水は既存の側溝に水路放流する計画となっており、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、11ページをご覧ください。

議案第29号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 330 m²

〇〇町〇〇番 畑 131 m²

合計 461 m² 第1種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約300mに位置し農業振興地域内の農用地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接地との境界は、石垣・ブロック等で分断するため土砂等の流出の恐れはなく、建物は平屋建で日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存の側溝へ放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設

置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

○議長

次に、議案第 29 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 29 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 29 号の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 29 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第 29 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

1 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第 3 種農地である。2 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 29 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 29 号の 3 番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

次に、12 ページをごらんください。

議案第 29 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 482 m² 第 2 種農地

申 請 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：共同住宅用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 200m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、周辺土地とは、ブロックを設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣農地とは、建物の高さを加減することにより、日照・通風・営農等影響はないと思われます。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

○議長

次に、議案第 29 号の 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会長報告のあとに行います。それでは、議案第 29 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 29 号の 3 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 29 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：共同住宅用地

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、共同住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 29 号の 3 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号の 3 番は許可相当と決しました。

〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員出席—

○議長

次に、議案第 29 号の 4 番から 9 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 29 号の 4 をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 307 m² 第 1 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 土地持分 100% 建物持分 50%

〇〇〇〇 建物持分 50%

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 250m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、周辺土地とは、ブロック擁壁を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣農地とは、十分な距離を取ることにより、日照・通風・営農等影響はないと思われれます。雨水排水は既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては例外的に許可することができるとなっております。

次に、14 ページをご覧ください。

議案第 29 号の 5 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,474 m² 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は〇〇〇〇から南へ約 150m 付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、

雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、15ページをご覧ください。

議案第29号の6番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,809 m² 第2種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約150mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとし土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル360枚の発電能力49.5kwの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、16ページをご覧ください。

議案第29号の7番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 田 940 m²

〇〇町〇〇 〇〇番 田 1,172 m²

合計 2,112 m² 農用地区域内農地

借 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

貸 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

契約内容：土地代は、20年間の賃借権で、年間賃料〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から南東に約150mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。

申請地は、最高0.3m、最低0.2mの盛土と最高0.5m、最低0.4mの切土の土地造成工事を施工する計画です。盛土・切土工事に伴いコンクリート壁で法面保護し、事業地全体をコンクリート舗装するので土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また近傍農地とは、十分な距離を確保することにより日照・通風・耕作等に影響はないと思われ、本案は、平成30年度五島市農産加工施設整備事業より、申請地と隣接する同所〇〇番の山林(840 m²)を事業併用地としてと、工場1棟とコンテナ冷蔵庫1棟及び駐車・駐車場を建設する計画となっております。雨水排水は自然流下と敷地内に設けた水路を通し市道側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成30年8月3日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案は全地区協議会を開催しております。

次に、17 ページをご覧ください。

議案第 29 号の 8 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,552 m² 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 260mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとし土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。本案は全地区協議会を開催しております。

最後に、18 ページをご覧ください。議案第 29 号の 9 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,226 m² 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとし土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。本案は全地区協議会を開催しております。以上です。

○議長

次に、議案第 29 号の 4 番から 9 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 29 号の 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 29 号の 4 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 29 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇番
転用者：〇〇〇〇 外1名
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

□〇〇委員

転用者が 2 人になっているのはわかるんですが、譲受人で 2 人ここに書いてあるんですけど実際はどうなんですか。土地が 100%〇〇さんでしょ。申請書はどうなっていますか。

□事務局

議案書のとおりです。(2 人の譲受人で申請は出ている。)

□〇〇委員

2 人が譲受人ですか。ここ(備考欄)で、土地の持分 100%が〇〇さんになっているじゃないですか、転用者としてはわかるんですよ。建物の所有権が半分ずつですから 2 人で転用しますと。でも土地の所有権はという意味で考えたら 1 人でしょ。

□事務局

そうです。

□〇〇委員

この土地の譲受人としたら 1 人じゃないですか、そしたらここに表示されている譲受人は 1 人にならないとおかしくないですか、ということです。

○議長

土地だけを考えたらですね。

□事務局

転用の申請は譲受人 2 人の名前で出ております。土地は 1 人の譲受人になります。

□〇〇委員

譲受人は 1 人にならないとおかしいんじゃないですか。転用の実行者は 2 人なんだけど、土地の譲受人は 1 人。そうするとこの 2 人が譲受人となると 50%ずつにならないとおかしいんですよ。土地が 1 人で 100%となるならば 1 人じゃないとおかしいんですよ。

○議長

転用の目的を考えた場合、住宅用地とする場合に銀行あたりに書類を出す場合はこれをつけんといかんとですけど、それを考えてこうなってるんじゃないかと思うんですけど。

□○○委員

そこら辺をじょうずに表示しないと、譲受人が2人となると逆におかしくなりますよ。
転用者としては2人で当たり前ですけど譲受人は1人じゃないとおかしいです。

○議長

しばらく休憩いたします。—10分間の休憩—

○議長

再開いたします。

議案第29号の4番に関しましては、申請者及び県の方に確認して最後に審議いたします。

○議長

では、議案第29号の5番から9番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第29号の5番から9番について、当協議会は去る8月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第29号の5番

所 在：○○町○○ ○○番

転 用 者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第29号の6番

所 在：○○町○○ ○○番

転 用 者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第29号の7番

所 在：○○町○○ ○○番 外1筆

転 用 者：○○○○

転用目的：農業用施設用地

次に、議案第29号の8番

所 在：○○町○○ ○○番

転 用 者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

最後に、議案第29号の9番

所 在：○○町○○ ○○番

転 用 者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

5番と6番及び8番と9番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地である。7番の申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地及び農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。
議案第29号の5番から9番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号の5番外4件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。19・20ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。21ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田79筆、畑51筆、樹園地1筆の計131筆で、面積が136,643㎡。所有権移転につきましては、田8筆、畑7筆の計15筆で、面積が21,721㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

22 ページをご覧ください。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑 4 筆

1 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆

以上 1 番 1 から 1 番 2 の面積合計は、畑 5 筆で合計 9,609 m²

全て新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 30 号、利用権設定の 1 番 1 と 1 番 2 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号、利用権設定の 1 番 1 外 1 件は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員出席—

○議長

次に、議案第 30 号 利用権設定の 2 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番から 17 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは 2 番からご説明いたします。なお、2 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑 1 筆

2 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 3 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 4 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 5 〇〇〇〇 畑 4 筆

2 番 6 〇〇〇〇 畑 1 筆

- 2番7 ○○○○ 畑3筆
 2番8 ○○○○ 畑1筆
 以上2番1から2番8の面積合計は、畑13筆で合計22,517㎡
 全て新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 3番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者： ○○○○ 外2名
 こちらは共有持分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 田1筆 2,362㎡
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 4番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
 利用権を設定する者： ○○○○
 利用権を設定する土地： 田7筆、畑4筆 14,351㎡
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 5番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者： ○○○○
 利用権を設定する土地： 田1筆、畑1筆
- 5番2 ○○○○ 田1筆
 5番3 ○○○○ 外1名
 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。 田1筆
- 5番4 ○○○○ 田1筆
 5番5 ○○○○ 田1筆
 5番6 ○○○○ 田5筆
 以上5番1から5番6の面積合計は、田10筆、畑1筆で合計8,046㎡
 全て新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 6番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者： ○○○○
 利用権を設定する土地： 畑3筆
- 6番2 ○○○○ 畑1筆
 6番3 ○○○○ 畑1筆
 6番4 ○○○○ 畑1筆
 6番5 ○○○○ 畑1筆
 6番6 ○○○○ 畑1筆
 以上、6番1から6番6の面積合計は、畑8筆で合計9,491㎡
 全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 7番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
 利用権を設定する者： ○○○○
 利用権を設定する土地： 田1筆
- 7番2 ○○○○ 田1筆
 7番3 ○○○○ 田3筆
 以上、7番1から7番3の面積合計は、田5筆で合計4,642㎡
 全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 8番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者： ○○○○
 利用権を設定する土地： 畑1筆 2,976㎡
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

- 9 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆
- 9 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆
 以上、9 番 1 から 9 番 2 の面積合計は、畑 4 筆で合計 4,841 m²
 全て更新で、契約内容は全て使用貸借権となっております。
- 10 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆 10,451 m²
 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 11 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 3 名
 こちらは共有持分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 田 1 筆、畑 5 筆
- 11 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆
 以上、11 番 1 から 11 番 2 の面積合計は、田 1 筆、畑 6 筆で合計 19,452 m²
 全て更新で、契約内容は全て貸借権となっております。
- 12 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆、畑 4 筆、樹園地 1 筆
- 12 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆、畑 1 筆
 以上、12 番 1 から 12 番 2 の面積合計は、田 2 筆、畑 5 筆、樹園地 1 筆で合計
 23,256 m²。全て更新で、契約内容は全て貸借権となっております。
- 13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆、畑 1 筆 4,649 m²
 540 番 2 が更新で、540 番 3 が新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
 引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。
- 14 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 2 筆 1,079 m²、契約内容は贈与となっております。
- 15 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 2 筆、3,321 m²、契約内容は売買で、対価は〇〇
 万円となっております。
- 16 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 2 筆、1,942 m²、契約内容は売買で、対価は〇〇
 円となっております。
- 17 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 田 8 筆、畑 1 筆、15,379 m²、契約内容は贈与となっ
 ております。
 以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1
 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 30 号、利用権設定の 2 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番から 17 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号、利用権設定の 2 番 1 外 33 件、所有権移転の 14 番外 3 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。32 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 30 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。議案についてご説明いたします。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地：畑 4 筆 9,283 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地：畑 9 筆 13,234 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番から 2 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 31 号農用地利用配分計画に対する意見について

1番と2番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番外1件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第32号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第32号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。35ページをご覧ください。

平成26年4月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。36ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田2筆、畑1筆で、合計面積は2,597㎡となっております。

4月からの累計は、田92筆、畑160筆で合計面積は213,326.24㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第32号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

しばらく休憩いたします。—10分間の休憩—

○議長

それでは、再開いたします。議案第 29 号の 4 番に対する事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案を差し替えて訂正部分を説明)

4 番

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用者：〇〇〇〇及び〇〇〇〇に訂正をしております。

申請代理人に確認したところ、土地の所有は〇〇〇〇1 人のものにするということであり、建物は 2 人が資金を出しあって転用を実行する。という事でしたので、このような表示に議案を変えています。また県のほうにも確認したところ、それに応じた許可書になるとのことでした。以上です。

○議長

採決を行います。議案第 29 号の 4 番に対する地区協議会会長報告は許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号の 4 番は許可相当と決しました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 5 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3 時 45 分 閉会＝